

市民協働推進会議の運営について(確認事項)

1 会議の設置及び内容

市民協働推進会議は、本年 5 月に策定した『公益活動団体との協働指針』に掲げている公益活動団体と市との協働に関して中立的な立場で評価、改善提案する組織の設置に向け、本年 10 月に施行した『北広島市市民協働推進会議設置条例』に基づき、市長の諮問に応じ調査審議する機関として設置した会議です。

会議の活動内容は、「協働の実効性の評価」「協働指針及び協働のための制度の評価・見直し」「協働のため市が実施する事業の審査・評価」「その他協働に関すること」です。

【参考】

資料 2 北広島市市民協働推進会議設置条例

資料 3 公益活動団体との協働指針

2 会議の開催

会議は、年間 10 回程度を予定しています。

本年度は、来年度から実施予定の協働事業制度の検討が活動の中心になります。来年度は、当該制度に基づき実施する事業の審査・評価が活動の中心になります。なお、協働を推進するために必要な場合は、会議を随時開催することとします。

会議の開催は、会議ごとに次回開催日を委員の皆さんが参加しやすい日時に決定する予定です。なお、事業の審査・評価の参考として市民に公開のもと実施するプレゼンテーションや報告会を開催する予定でいますので、土・日曜に開催することもあります。

3 会議のルール

①時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。

②個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分、耳を傾けます。

③特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。

④発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。

⑤会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮するとともに、少数意見についても発言の機会を保障します。

⑥合意形成を目指して、議論を尽くすよう努力します。

4 意見集約の方法

①少数意見も尊重します。

②決定は全員合意を原則としますが、必要なときは両論併記とします。ただし、迅速な決定等を要する場合は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成でその結論とします。

③一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、会議に諮った上で再度議論することとします。

5 会議の公開等

- ①原則として、会議は公開とします。
- ②傍聴は自由とします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。
- ③会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し公開します。公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。

6 市民への情報提供及び意見聴取

- ①市のホームページや広報紙等で、市民協働推進会議の検討状況を逐次公開し、市民への周知と啓発を図るとともに、広く市民の意見を求め、その意見をできる限り反映させるよう努めます。
- ②市民協働推進会議の委員は、自分の活動する地域や周囲への情報提供等を通じ、公益活動団体と市の協働に関する検討状況の情報共有に努めます。

7 改正等

この確認事項は、市民協働推進会議で協議の上、変更又は追加できるものとします。